

徳島県最低賃金の推移

S34.12.27 缶詰製造業 1日 160円（法第9条による業者間協定第1号）

S35.1.25 機械金属工業 1日 170円（同第2号）

S39～41年 31業種について最低賃金を決定

S43.1.1 徳島県自動車整備業 1日 500円（法第16条方式（審議会方式）第1号）

S43.6.29 機械金属製品等製造業

S43.11 家具装備品等製造業

S43.12 木材木製品製造業

S44 繊維工業、食料品製造業、窯業土石製造業、出版印刷関連産業、理容業、クリーニング業

S46 卸売業、小売業

S47.11.1 徳島県最低賃金 1日 980円